

ひ 広 報

ひのはら

4 月号

令和 7 年
(2025 年)
No.551

満開の夜桜

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針.....	2
令和7年度 檜原村予算決まる.....	3～6
住宅入居者募集.....	10
令和7年度 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ.....	12～13
けもの通信.....	14
檜原村高齢者等ごみ収集支援事業.....	23
スマートフォン教室の開催について.....	27

令和7年度 檜原村長施政方針



令和7年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、令和7年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信の一端と施策の概要を申し述べ議員各位ならびに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 自然災害への備えと防災強化

村では、国内の自然災害の頻発を受け、災害対策の強化を進めています。昨年の能登半島地震や台風、豪雨などが示した課題を反映し、村の防災計画の見直しを進め、特に、山間地の孤立対策やインフラ復旧への対応が急務となっており、避難所の整備や消防・防災体制の強化を図ります。また、災害に強いインフラ整備を進め、簡易水道の老朽化した水道管の取り換えを推進します。

2 村の財政と予算編成

村の財政は依然として厳しい状況にあります。少子高齢化や人口減少、景気の不透明性が影響し、村税の増収が見込めません。財政基盤を強化するため、収入確保や受益者負担の適正化を図るとともに、村独自の施策や支援を進めることが求められています。また、特別交付税の流動性や災害対策への予算配分にも注意を払い、柔軟な予算編成を進めていきます。

3 少子高齢化対策と福祉施策

村では少子高齢化対策に力を入れており、子育て支援や高齢者福祉の充実を目指しています。特に、子育て支援では、妊娠から大学卒業までの医療・教育等での支援を強化し、高齢者には

健康増進や介護サービスの充実を図る方針です。また、高齢者の生きがい対策や地域活動への参加促進を進め、ICT技術を活用した高齢者支援も拡充していきます。

4 産業振興と地域資源の活用

村では、地域資源を最大限に活用して産業を振興するなど、農作物の被害防止や森林資源の活用、エコツーリズムの推進など、自然との共生を重視した取り組みを推進します。さらに、地元の特産品や檜原産材を活用した産業振興、企業誘致にも力を入れ地域活性化を目指します。太陽光発電の利用など自然エネルギーの活用にも注力しています。

5 教育と人材育成

村では、教育環境の充実にも取り組み、生涯学習の充実や次世代を担う人材の育成を進めています。地域の文化や伝統芸能の承継を含め、教育機関の整備や人材育成事業が重要視されています。また、海外派遣事業や感動体験事業などを通じて、子供たちの視野を広げる取り組みも進めています。

6 住民参加と地域の協働

村では、村民主体の村づくりを進めています。空き家を活用した移住・定住促進や、自治会組織の活性化を図り、地域社会で協働する体制を強化します。村民対話集会や村民全体会議などを開催し、ひらかれた村政の実現を目指します。

むすびに

令和7年度の施政方針は、自然環境を守りながら、少子高齢化や移住・定住といった課題に対して着実に対応し、地域資源を活かした産業振興を進め、村民一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築することを目指します。各施策は、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応しながら、檜原村の未来を見据えた持続可能な村政を進めていく方針です。

※この施政方針は、AIにより要約しています。
詳細はホームページをご覧ください

令和7年度 檜原村予算決まる

令和7年度の檜原村の予算が、令和7年3月25日の議会において可決、決定いたしました。

令和7年度は第6次総合計画10年間のスタートの年であり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため税収入をはじめとする各種財源の確保に努め、健全財政を堅持する一方、効率的で効果的な行財政運営を念頭に時代にあった施策を行い、村民の福祉の向上、産業振興と雇用の確保等を推進し、豊かな森や清流をなす自然を護り、この村に住み続ける人々が誇りをもち、檜原村のブランド力を高め、首都東京できらりと輝く村「ひのはら」の実現を目指し

- 1「自然と共生した快適な生活基盤づくり」として、自然環境の保全と不法投棄・公害の防止を目的とする各種施策の充実・強化、ごみの減量化を中心とする環境衛生・環境美化の向上、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、簡易水道、下水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、老朽化した橋梁施設の大規模修繕に向けた検討、防犯・防災・減災対策、デマンドバスの見直しを含めた生活交通関連事業、エコビレッジ構想の実現。
- 2「ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり」として、やすらぎの里施設の再整備、医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、移動手段の確保、国保事業の充実、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業、各係の連携による訪問医療・訪問看護の充実、幸福の里の実現。
- 3「地域で育む個性と活力の産業づくり」として、深刻化する有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場産材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村

の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、太陽光発電・小水力発電導入の検討、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等地域の活力と地域資源を生かす活性化事業、修景地整備事業、時代に合わせた新産業の育成。

- 4「村を担う未来に向けた人づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。

- 5「村民主役の参加と協働の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業、空き家にならない、させないための支援事業、村民対話集会や村民全体会議の開催によるひらかれた村政の実現。

以上の方針により令和7年度の予算規模は、38億8千万円と対前年度比0.3%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計・公営企業会計は全7会計で21億4,750万円8千円、対前年度比13.2%増とし、合計60億2,750万8千円で対前年度比5.1%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。令和7年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

令和7年度檜原村予算概要

(単位：千円)

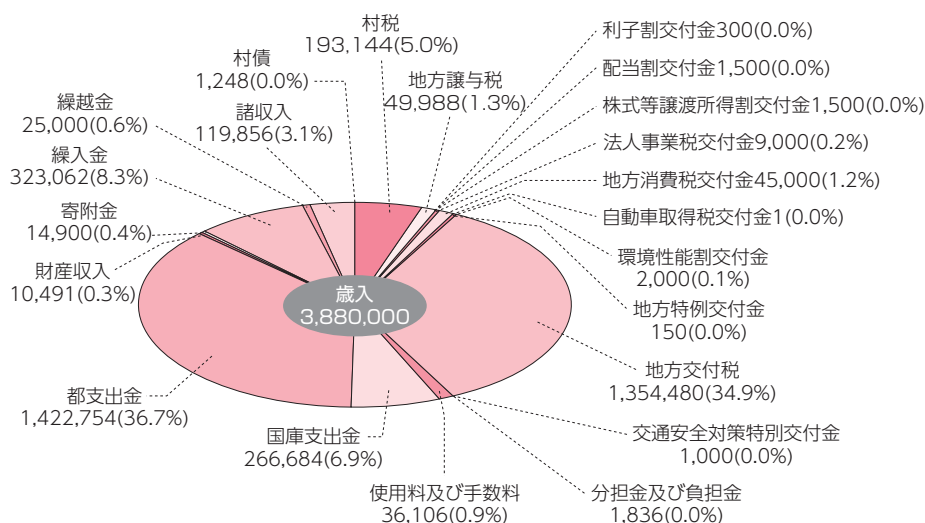
区 分	令和7年度予算	令和6年度予算	増(△)減額	増減率
一 般 会 計	3,880,000	3,870,000	10,000	0.3
特 別 会 計	1,313,000	1,272,500	40,500	3.2
国 民 健 康 保 険	569,000	560,000	9,000	1.6
事 業 勘 定	346,000	350,000	△ 4,000	△ 1.1
診 療 施 設 勘 定	223,000	210,000	13,000	6.2
都民の森管理運営事業	129,000	127,500	1,500	1.2
介 護 保 険	465,000	449,000	16,000	3.6
介 護 サ ー ビ ス 事 業	54,000	47,000	7,000	14.9
後 期 高 齢 医 療	96,000	89,000	7,000	7.9
公 営 企 業 会 計	834,508	592,365	242,143	40.9
簡 易 水 道 事 業 会 計	499,567	269,238	230,329	85.5
下 水 道 事 業 会 計	334,941	323,127	11,814	3.7
合 計	6,027,508	5,734,865	292,643	5.1

- ※ 簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、「収益的支出」と「資本的支出」を合計し予算額としています。
- ※ 一般会計予算額の中には、特別会計・公営企業会計への繰出金 602,049千円が含まれています。
- ※ 予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり自由に閲覧できます。
- ※ 各表の構成比等は端数調整により合計数値と合わない場合があります。

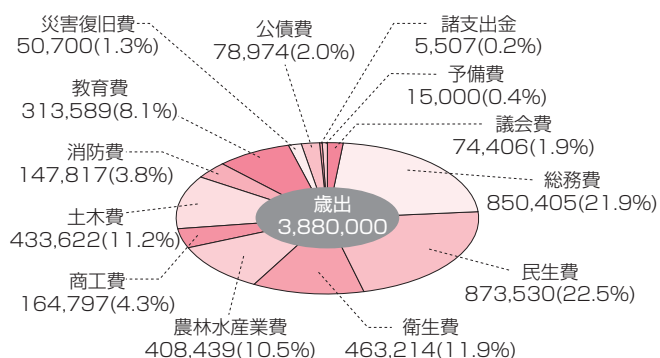
区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	48,794	後期高齢者医療	54,091
診療施設勘定	30,029	簡易水道事業	175,449
都民の森管理運営事業	4,565	下水道事業	175,899
介護保険	95,688		
介護サービス事業	17,534	合 計	602,049

令和5年度 檜原村一般会計予算

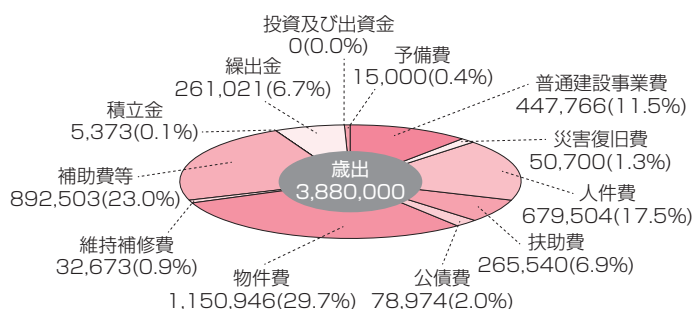
〈一般会計〉歳入予算構成表



〈一般会計〉歳出予算構成表



（一般会計）性質別歳出予算構成表



一般会計性質別状況

(単位：千円、%)

	令和7年度		令和6年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸び率
1. 人件費	679,504	17.5	570,854	14.8	108,650	19.0
2. 物件費	1,150,946	29.7	1,057,722	27.3	93,224	8.8
3. 維持補修費	32,673	0.9	32,613	0.8	60	0.2
4. 扶助費	265,540	6.9	235,151	6.1	30,389	12.9
5. 補助費等	892,503	23.0	624,030	16.1	268,473	43.0
一部事務組合に対する	74,665	1.9	74,437	1.9	228	0.3
その他	817,838	21.1	549,593	14.2	268,245	48.8
6. 普通建設事業費	447,766	11.5	522,795	13.5	△ 75,029	△ 14.4
補助事業費	0	0.0	49,780	1.3	△ 49,780	△ 100.0
単独事業費	447,766	11.5	473,015	12.2	△ 25,249	△ 5.3
7. 災害復旧費	50,700	1.3	93,099	2.4	△ 42,399	△ 45.5
8. 公債費	78,974	2.0	85,810	2.2	△ 6,836	△ 8.0
9. 積立金	5,373	0.1	2,278	0.1	3,095	135.9
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰出金	261,021	6.7	630,648	16.3	△ 369,627	△ 58.6
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合 計	3,880,000	100.0	3,870,000	100.0	10,000	0.3

令和7年度 総合計画事業の予算

1. 自然と共生した快適な生活基盤づくり

(1) 恵み豊かな自然環境の保全をめざして

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体助成
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・檜原村廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会委員報酬
 - ・檜原村環境保全審議会委員報酬
 - ・薪ストーブ設置等補助
 - ・薪利用拡大補助
 - ・バイオ式生ごみ処理機購入費
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保に伴う補助
 - ・定住化のための簡易水道補助金
 - ・し尿汲取委託
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びホース延長汲取委託
 - ・し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃補助
 - ・下水道区域外浄化槽設置補助
 - ・一般廃棄物収集業務委託
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道事業会計繰出金
- ・下水道事業会計繰出金
- ・簡易給水施設修繕

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・板東沢残土処理場管理・監視業務委託
 - ・板東沢残土処理場建設工事設計業務委託
 - ・公共用地境界確定測量委託
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・村道維持補修業務委託
 - ・道路等維持補修機械借上料
 - ・村道等補修材料費
 - ・村道維持補修工事
 - ・村道第57号神戸線落石防護網設置工事
 - ・村道第70号倉掛線舗装工事
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・河川維持補修工事
 - ・河川維持補修業務委託
 - ・河川維持補修機械借上料
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う村道用地購入費
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う物件補償費
 - ・秋川南岸道路整備事業負担金
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う和田橋補修工事負担金
 - ・交通安全施設設置工事
- 安全な道路環境づくり
 - ・村道清掃等業務委託
 - ・村道除雪業務委託
 - ・林道維持補修・除雪補助
 - ・林道除雪業務委託
 - ・林道清掃等業務委託
 - ・農道維持補修・除雪補助
 - ・農道除雪業務委託
 - ・除雪機購入費補助
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託
 - ・元郷バス待合所建設工事

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の充実
 - ・五日市交通安全協会檜原支部補助
 - ・五日市交通安全協会負担金
- 防犯対策の強化
 - ・防犯協会負担金
 - ・防犯灯修繕
 - ・防犯灯電気料

- ・防犯カメラ設置補助
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上
 - ・安全・安心むらづくり協議会委員報酬

(5) 消防・防災対応の強化

- 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
- 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防用備品購入
- 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・防災行政無線管理
 - ・IP無線機賃借料
 - ・小沢地区急傾斜地崩壊防止事業負担金
- 防災対策の整備
 - ・非常食購入
 - ・防災備蓄庫修繕
 - ・避難所用備品購入
 - ・住宅・建築物土砂災害対策改修補助
- 防災の意識づくり
 - ・避難行動要支援者個別避難計画策定委託

2. ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝金
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝金
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・高校生等医療費助成
 - ・児童手当給付
 - ・地域子育てネットワーク支援事業委託
 - ・子育てサークル助成
 - ・チャイルドシート購入費補助
 - ・子育て支援学校給食費補助
 - ・やすらぎの里児童館運営委託
 - ・乳幼児育児用品助成
 - ・子育て相談医師等委託
 - ・子どもフットボール園地塗布委託
 - ・6、9か月健康診査委託
 - ・1歳6か月健康診査委託
 - ・3歳児健康診査委託
 - ・乳幼児健康診査医師等委託
 - ・新生児聴覚検査委託
 - ・新生児聴覚検査補助
 - ・乳幼児歯科健康診査委託
 - ・出産・子育て応援交付金
 - ・母子保健情報アプリ使用料
 - ・バスデサポーター事業報償費
 - ・産後ケア事業報償費
 - ・病児保育事業委託
 - ・地域子育て支援拠点事業委託
- 保育体制の充実
 - ・保育所運営委託
 - ・保育所運営費補助
 - ・家庭福祉員委託
 - ・保育従事職員宿泊借上支援事業補助
 - ・病児・病後児保育事業負担金
 - ・子育て支援保育料等補助
 - ・子育て支援充実補助
 - ・ひのほら保育園内科検診補助
 - ・保育体制強化事業補助
 - ・保育補助者雇上強化事業補助
 - ・保育所等におけるICT化推進等事業補助
- 安心して子どもが育つ環境づくり
 - ・ひとり親家庭医療費助成
 - ・児童育成手当給付
 - ・子ども家庭センター経費
 - ・防犯ブザー購入
 - ・子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助
 - ・小児初期救急平日夜間診療事業補助
- 子育てしやすい環境づくり
 - ・子育てのための施設等利用費

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護者負担の軽減
 - ・老人福祉施設措置費
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託

- ・福祉サービス第三者評価受審費補助
- ・要介護者タクシー乗車料金等助成
- ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- 安心して暮らせる生活環境づくり
 - ・高齢者宅警報器等取付工事
 - ・高齢者住宅改造成
 - ・福祉モノレール修繕及び保守点検等委託
 - ・敬老福祉大会の開催
 - ・敬老金の支給
 - ・高齢者対策推進委員会委員報酬
 - ・成年後見申立料
 - ・高齢者電話訪問事業委託
 - ・高齢者みまもり事業委託
 - ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
 - ・高齢者世帯等外出支援業務委託
 - ・高齢者世帯等買い物支援業務委託
 - ・高齢者運転免許自主返納者支援補助
 - ・成年後見推進機関運営委託
 - ・単身高齢者等の総合相談支援事業委託
 - ・高齢者等ICTみまもり事業委託
 - ・成年後見制度利用助成金
- 健康で活動的な生活づくり
 - ・高齢者クラブ連合会等補助
 - ・後期高齢者医療費助成
 - ・シルバー人材センター運営費補助
 - ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
 - ・高齢者日常生活用具給付
 - ・温泉宅配委託
 - ・温泉センター数馬の湯利用補助
 - ・後期高齢者医療特別会計繰出金
 - ・高齢者理髪サービス委託
 - ・高齢者書道教室事業委託
 - ・高齢者地域貢献活動費補助
 - ・認知症予防教室実施委託
 - ・高齢者スマートフォン教室実施委託
- 介護保険事業の充実
 - ・介護保険特別会計繰出金
 - ・介護サービス事業特別会計繰出金

(3) 障害者福祉の推進

- 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害者手当給付
 - ・重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴児補聴器購入費助成
- 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・障害者日中活動系サービス推進事業補助
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者（児）短期入所補助
- 地域生活支援事業の充実
 - ・地域生活支援事業給付
 - ・障害福祉計画策定委託
- 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
 - ・重度障害者タクシー乗車料金等助成

(4) 地域福祉の推進

- 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
- 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への助成
- 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
- 生活福祉と社会保障の推進
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
 - ・秋川流域斎場組合負担金

(5) 保健・健康づくりの推進

- 健康づくりの推進と啓発
 - ・健康推進員謝礼
 - ・健康推進員運動教室委託
 - ・健康推進活動費補助
 - ・健康教育委託
- 予防・健診の強化
 - ・小児予防接種事業
 - ・成人等予防接種事業

- ・定期予防接種助成
- ・人間ドック検査委託
- ・がん検診等の検（健）診事業の充実
- ・肺炎球菌ワクチン接種補助
- ・新型インフルエンザ予防接種補助
- ・骨粗しょう症検診委託
- ・歯周疾患検診委託
- ・基本健康診査委託
- ・訪問歯科保健啓発事業
- ・認知症予防教室実施委託
- ・風しん抗体検査委託
- ・任意接種補助

○健康管理と健康増進の促進

- ・妊産婦健康診査委託
- ・里帰り等妊婦健康診査助成
- ・健康教育栄養士等謝礼
- ・阿伎留病院企業団負担金
- ・保健師活動

○こころと身体の健康づくり

- ・健康相談医師委託
- ・がん患者ウィッグ等購入費助成

(6) 地域医療の充実

○地域医療の充実

- ・国民健康保険特別会計繰出金（診療施設助成）

3. 地域で育む個性と活力の産業づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

○農地の保全

- ・農道補修工事
- ・有害鳥獣駆除委託
- ・加害獣進入防止対策事業
- ・サル追い払い事業委託
- ・サル追い払い用発信機購入費
- ・農作物獣害防止対策補助
- ・有害鳥獣駆除用捕獲檻購入
- ・獣害対策くくり農設置委託
- ・有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助
- ・サル動向調査業務委託
- ・遊休農地等対策会謝礼
- ・獣害対策花火購入
- ・野生獣出没時対応委託
- ・サル動向調査用受信基地局利用料
- ・長距離無線式捕獲パトロールシステム購入費
- ・放任果樹等伐採業務委託

○就農者の育成・支援

- ・農業近代化資金利子補給
- ・獣害対策講習会講師謝礼
- ・獣害対策指導謝礼

○特色ある農産品づくり

- ・農林業等振興事業補助
- ・ものづくり支援事業補助
- ・まち・ひと・しごと創生事業推進交付金

○農業を通じた交流の促進

- ・地域交流センター管理運営委託

(2) 林業の活性化

○森林環境の保全

- ・シカ害防止対策事業委託
- ・東京都治山林協会の負担金
- ・東京都森林経営管理制度協議会の負担金
- ・「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会負担金

○森林振興の環境づくり

- ・林業従事者退職共済補助
- ・笹野向林道開設工事
- ・立山林道開設工事
- ・浅間林道改良工事
- ・林道補修工事
- ・林道敷地立木補償
- ・林道補修材料費
- ・林道維持補修業務委託
- ・林道補修等機械借上料
- ・林業近代化資金利子補給
- ・浅間林道改良工事測量設計業務委託
- ・笹野向林道開設工事測量設計業務委託
- ・風張林道地質調査業務委託
- ・立山林道開設工事詳細設計業務委託

○森林資源の利活用

- ・森林再生事業間伐作業委託
- ・水の浸透を高める枝打ち事業作業委託
- ・都民の森管理運営事業特別会計繰出金
- ・地場産材活用対策奨励事業交付金（搬出補助）
- ・地場産材利用促進事業交付金（住宅補助）
- ・地場産材活用対策作業道開設事業交付金

- ・金
- ・南郷村有施設管理業務委託
- ・おもちゃ美術館管理運営委託
- ・ふるさとの森維持管理業務委託

(3) 自然を活かした観光振興

○観光基盤の整備

- ・公衆トイレの維持、管理
- ・遊歩道等の維持、管理
- ・河川清掃委託
- ・修景地整備事業
- ・観光ごみ分別収集委託
- ・払沢の滝周辺交通整理業務委託
- ・登山道巡視委託
- ・沿道景観等修景立木補償
- ・バス停清掃業務委託
- ・グラウンド整備委託
- ・滝めぐり遊歩道整備委託
- ・神戸国際バス釣場蓄養池設計業務委託
- ・神戸国際マス釣場付属棟等建築工事
- ・神戸国際マス釣場什器備品購入費
- ・河川活用活性化事業補助

○特色ある観光づくり

- ・観光協会への補助
- ・温泉センター数馬の湯管理費
- ・払沢の滝まつり実行委員会補助
- ・森林セラピー事業
- ・エコツーリズム推進協議会交付金
- ・森林資源を活用した魅力創出事業委託

○情報発信の推進

- ・大摩観光連盟負担金
- ・ひのじゃく活動経費
- ・観光パンフレット作成補助
- ・西多摩地域魅力発信PR事業負担金
- ・情報発信業務委託

(4) 商工業の活性化

○地域商業の充実

- ・あきる野商工会補助

○事業経営の支援

- ・小規模事業者経営改善資金利子補給
- ・地域活性化企業人負担金

○企（起）業誘致の推進

- ・企（起）業誘致の推進

4. 村を担う未来に向けた人づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

○幼児教育の充実

- ・栄養士・助産師等謝礼
- ・ブックスタート事業

(2) 学校教育の充実

○豊かな心を育む教育の推進

- ・就学、教育相談室の運営
- ・特別支援心理検査等事業
- ・いじめ問題対策委員会委員謝礼
- ・鑑賞教室補助
- ・児童、生徒通学費補助
- ・高等学校等就学世帯生活支援交付金
- ・バス停遠距離保護者送迎補助
- ・中学生海外派遣事業

○確かな学力を育む教育の推進

- ・放課後学習教室事業
- ・確かな学力育成講師謝礼
- ・情報通信技術（ICT）支援業務委託
- ・パソコン機器借上料

○健康・安全に生活する力を育む教育の推進

- ・メール配信システム使用料

○小・中一貫教育の推進

- ・小中一貫教育研究会補助
- ・小中一貫教育推進研修補助
- ・小中一貫教育推進委員会委員報酬
- ・教員異校種免許状取得費用補助

○教職員の研修の充実

- ・学校経営研修会講師謝礼
- ・教員研修事業講師謝礼
- ・西多摩地区教員合同研修会講師謝礼

○教育環境や学校施設の充実

- ・学校安全管理委託
- ・校務支援システム使用料
- ・小学校管理費
- ・小学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
- ・小学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・小学校プール底面補修塗装工事
- ・中学校管理費
- ・中学校教育振興費（教具、教材の整備充実）

- ・中学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・中学校3階バルコニー植栽撤去工事
- ・プールサイド排水溝補修工事
- ・学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

○社会教育の振興

- ・図書館の運営
- ・移動図書館の運営
- ・成人式の開催
- ・生涯学習事業（教養講座講師謝礼）
- ・文化協会補助

○社会体育の振興

- ・スポーツ推進委員会委員報酬
- ・スポーツ教室開催経費
- ・スポーツ協会補助
- ・総合運動場管理運営（夜間照明含む）
- ・自転車レース大会開催支援業務委託
- ・西多摩地域広域行政圏スポーツ大会負担金

○地域間交流の振興

- ・秋川流域小中学生駅伝大会負担金
- ・中学生海外派遣事業費
- ・海と山の交流事業
- ・利島交流事業補助金
- ・子ども国際音楽祭負担金

(4) 文化と伝統の継承

○文化財の保全

- ・文化財専門委員会委員報酬
- ・修繕料
- ・重要文化財小林家住宅管理経費
- ・小林家住宅防犯カメラ更新工事
- ・モノレール保守点検委託
- ・文化財保護アドバイザー委託
- ・文化財ホームページ更新委託
- ・村指定文化財管理費補助

○伝統芸能の継承

- ・村芸保存奨励

○郷土資料館の充実

- ・郷土資料館管理運営

5. 村民主役の参加と協働の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

○良質な住宅の整備

- ・定住促進住宅補助
- ・定住促進（空家）補助
- ・住宅管理費
- ・空家管理システム保守業務委託
- ・空家建物調査診断業務委託
- ・登録空家等調査委託
- ・定住促進サポート事業補助
- ・住み続けるための土地造成事業補助

○コミュニティ活動の活性化

- ・地域おこし事業補助

○コミュニティ施設の充実

- ・人里・小沢・楳里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
- ・自治会館建設費補助

(2) 行政運営の充実

○地域おこし協力隊活動経費

- ・広報ひのはら発行
- ・LGWAN 機器保守委託
- ・都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- ・社会保障・税に関わる番号制度に伴うシステム改修委託
- ・基幹系システム保守委託
- ・インターネット系システム保守委託
- ・基幹系システム標準化委託
- ・内部情報系機器更改委託
- ・LGWAN サーバー更改委託
- ・中間サーバー VPN 装置更改委託
- ・中間サーバー接続端末更改委託
- ・ホームページクラウド利用料
- ・自治体情報セキュリティクラウド利用料
- ・リモートワークシステム利用料
- ・LGWAN 系システム利用料
- ・モバイルルーター機器賃借料
- ・業務効率化ツール使用料
- ・都・区市町村DX協働運営委員会負担金
- ・中間サーバー・プラットフォーム利用負担金

お知らせ

令和7年度会計年度任用職員（パートタイム）募集

◆募集する職種及び人員

職種	業務内容	勤務時間等	勤務先
運転手（1名）	来園者送迎車の運転業務等	週2日以内 （土、日、祝日も勤務可能な方） 午前8時45分～午後5時15分	檜原都民の森

◆募集期間 4月7日（月）～4月30日（水） ※土・日・祝日を除く

受付時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時までは除く）

◆採用予定日 7月1日（要相談）

◆報酬等 規定の報酬・交通費を支給

◆雇用形態 会計年度任用職員

◆選考方法 書類審査、面接

◆応募方法 4月30日（水）までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和7年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

お知らせ

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

1 対象

令和6年度1月分 檜原村一般会計及び5特別会計

令和6年度1月分 2公営企業会計

2 実施日

令和7年2月26日（水）

3 審査方法

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。

4 結果

令和6年度1月分一般会計及び5特別会計、令和6年度1月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・基本健康診査及び総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。

更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施します。

総合がん検診についても各種特定健康診査と一緒に一度に受診できますのでご利用ください。

<対象者>

村内在住で下記に該当する方

①国民健康保険特定健康診査

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方

②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

③基本健康診査

18歳から39歳までの方

国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方

生活保護を受給されている方

④総合がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方

前立腺がん検診は40歳以上の男性の方

肝炎ウイルス検診は40歳以上の方

<受診方法>

（１）または（２）いずれかの方法で受診してください。

（１）集団健（検）診

- ・ 5月17日（土） 小沢コミュニティセンター
- ・ 5月19日（月） 福祉センター
- ・ 6月 3日（火） 福祉センター
- ・ 6月 8日（日） 人里コミュニティセンター
- ・ 6月14日（土） 福祉センター

★当日の健（検）診受付時間

午前8時30分～11時

※5月17日（土）小沢コミュニティセンターのみ午前8時～10時30分

◎申込方法

申込みは4月7日（月）から

午前10時～正午・午後1時～5時まで（土・日・祝日を除く）

フリーダイヤル **0120-973-493**

(2) 個別健（検）診

健（検）診日 7月1日（火）から ※申込み開始は6月2日（月）から

実施医療機関 ・ 檜原診療所（檜原村）
・ 日の出ヶ丘病院（日の出町）

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせします。

※送迎は行っておりません。

<健（検）診費用>

無 料

対象者の方には受診券を送付しますので、申込みの際に内容をお伝えください。

健診当日、受診券をご持参願います。

不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

4月から乳がん・子宮頸がん検診を 日の出ヶ丘病院で受けることができます

●対 象 者…20歳以上の女性で、集団（検診車）の婦人がん検診を受診しない方

●申込方法…日の出ヶ丘病院へ直接お電話でお申込みください。

電話 042-588-8666

●受付期間…令和7年4月7日（月）～令和8年2月6日（金）

●受付時間…午前8時30分～正午・午後1時～4時30分

*検診車での集団検診は10月11日（土）・11月2日（日）に予定しています。

◎ 問い合わせ先 ・ 健康診査に関すること：村民課村民保険係 内線 116
・ がん検診に関すること：福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

<広告>

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事

豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ

補聴器の
お取扱い





比べてみれば、
やっぱり
近くの電気屋さん♪



五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
FAX (042)596-2514

住宅入居者募集

下記のとおり、村営住宅、公営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
村営上川乗住宅	檜原村1359番地1	1戸（3号）	27,000円
公営夏地住宅	檜原村3831番地	1戸（2号棟）	収入基準に基づきます

【公営住宅申込者の資格】

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。（60歳以上の方、障害者等の方は単身で入居できることがあります。）
- ②入居する人の収入が基準額以下であること。（政令月収15万8千円以下、裁量階層21万4千円）
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④村に住所又は一定の勤務場所を有すること。
- ⑤入居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

【村営住宅申込者の資格】

- ①過去2年間に於いて、市（区）町村民税の滞納がないこと。
- ②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- ③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実と認められる者であること。
- ④入居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係
土・日を除く、午前9時～午後5時

【申し込み期間】

4月4日（金）から25日（金）まで ※必着
詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
- ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
- ・寝たきりや車いす生活の方
- ・デイに通っていても利用できます
- ・無料にてお試しマッサージもできます

*** 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市湊上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

檜原村移住体験住宅の 指定管理者を公募します

檜原村では、移住希望者の交流・定住を促進し、地域の活性化を図るために移住体験住宅を建設しました。今回移住体験住宅の管理運営について民間事業者等が持つノウハウやアイデアを活用するため、指定管理者を公募します。

記

募集期間：令和7年4月7日（月）～4月25日（金）

応募資格：協定締結日において檜原村内に事業所を置く法人又はその他団体
（※個人では応募できません。）

指定期間：令和7年7月1日～令和12年3月31日（4年9か月間）

事業内容：移住体住宅の維持及び管理、使用の許可、利用料金の徴収、滞在者への移住体験事業の実施 ※詳しくは募集要項をご確認ください。

用紙配布：募集要項及び申請用紙は令和7年4月4日（金）から役場西庁舎で配布します。（募集要項・申請用紙は、村ホームページからもダウンロードできます。）

配布場所：檜原村468番地イ 檜原村役場西庁舎

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可（般-6）第87705号

（有）吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸 行

檜原村2733-2 （代）TEL 598-0551

FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail: yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 光寿建築

東京都知事許可（般1）第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300



令和7年度 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割～3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・市区町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和7年度の保険料率等は、以下のとおりとなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 47,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ^{※1} × 所得割率9.67% ^{※2}	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て （賦課限度額80万円） ^{※3}
--	---	--	---	---

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

賦課のもととなる所得金額に該当する所得	賦課のもととなる所得金額に該当しない所得
公的年金所得、給与所得、不動産所得 等	退職所得、遺族年金、障害年金、失業給付 等

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は8.78%でしたが、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%となります。

※3 令和6年度の賦課限度額が73万円だった方は、激変緩和措置の終了に伴い、賦課限度額が80万円となります。

保険料の納め方について

- ・75歳になった方又は65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、及び資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。
- …その後、以下の要件により

特別徴収（公的年金からの天引き）開始要件	① 檜原村の介護保険の資格を有している
	② 公的年金の受給額が年額18万円以上
	③ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下

上記①②③の要件を満たす方



特別徴収（公的年金から天引き）

上記①②③の要件を満たさない方



普通徴収（納付書による納付）若しくは
口座振替が可能です。

◇便利な口座振替をぜひご利用ください！

普通徴収の場合、**口座振替の手続きが完了すれば**、以後の納付は指定口座から引き落としとなり、納期限までに納めに行く手間が省け、**納付忘れの心配がなくなります。**ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

注意：国民健康保険料（税）の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。詳しくは村民課村民保険係にお問い合わせください。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

①【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (30.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (56万円 × 被保険者の数) 以下	2割

* 65歳以上（令和7年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

* 世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

* 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

②【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし

◎ 問い合わせ先 〈土、日、祝および年末年始を除く8時30分から17時まで〉

・ 制度のことは 広域連合お問合せセンターへ TEL 0570-086-519 (IP電話の方は03-3222-4496へ)
FAX 0570-086-075

・ 個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課村民保険係 内線 116・119



けもの通信

令和7年4月 Vol.1

産業環境課農林産業係から、野生動物・獣害対策についてお知らせします。
今回はサルのGPS情報についてお知らせします。

現在、村内にはサルの群れは5群生息しています。令和6年6月号でお伝えしましたように、サルの群れの把握ができるようになりました。位置情報はインターネットサイトにアクセスすることで確認できます。

インターネットで「アニマルマップ」と検索もしくは下記二次元コードを読み取り、ログイン画面で下記の情報を入力してください。



ID : tokyohinohara@animalmap.jp
パスワード : guesthinohara



また、追払いに使用するロケット花火を檜原村役場産業環境課にて配布しています。
詳細については農林産業係にお問い合わせください。
今後も効率的な捕獲や追払いを行い、野生生物も共生できる村づくりを進めていきます。
ご理解ご協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 Tel 042-598-1011 内線 129・130

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検
建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
safety@sft-bousai.com

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途でご利用頂けます

代表 岡部 竜州 檜原村2005

- !! お祝い・法事・おせち料理
- !! イベント&自治体の会食
- !! ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に
ご相談下さい！※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781
instagram.com/shidashi_tatsushuu

LINEからも相談
ご注文できます！



ID @808yllhl

令和7年度人権・行政相談について

令和7年度の人権・行政相談は下記の日程で実施します。

実施日

令和7年4月10日（木）、6月12日（木）、8月14日（木）、10月9日（木）、12月11日（木）
令和8年2月12日（木）

※時間は午後1時～午後3時

場 所 檜原村役場3階住民ホール 対 象 者 村内在住の方 相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

日 時 5月8日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）

場 所 檜原村役場3階住民ホール

対 象 者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115
東京司法書士会三多摩支会 TEL042-527-1919

国民年金からののお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料の納付方法は以下の4つです。

- ①納付書…金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・電子納付（ペイジー）
- ②口座振替
- ③クレジットカード
- ④スマートフォンアプリ（d払い・PayPay・楽天Pay・au Pay 等）

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

- ・納付期限までに保険料が納付されないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。
- ・所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

◎ 問い合わせ先 ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

戦没者等のご遺族の皆様へ 第十二回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後八十周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十二回特別弔慰金については、額面27.5万円（年5.5万円で5年償還）の記名国債を交付することとします。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいな
い場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹^{※1}
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）^{※2}

※1 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していた等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

※2 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面27.5万円、5年償還の記名国債

○請求期間 令和7年4月中から3年間

（請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○請求窓口 お住まいの市区町村の援護担当課（村民課村民保険係）

請求手続など詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

マイナンバーカードについてのお知らせ

☆マイナンバーカードを紛失した時

マイナンバーカードを紛失した時は以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの機能一時停止を行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578
（繋がらない場合には050-3818-1250）

※マイナンバーカードの機能を一時停止した後にカードが見つかった場合は、役場村民課窓口で一時停止の解除を行ってください。

※マイナンバーカードの再交付を希望する場合は、再交付の申請が必要です。申請書の発行は役場村民課窓口で行っています。また紛失時の再交付は、カードの交付を1週間程度で行うマイナンバーカード特急発行の対象になります。ご希望の場合は窓口で申請をお願いします。

※紛失等の再交付には手数料がかかります。



◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手を……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の区市町村から転入してきたとき （職場などの健康保険に加入していない場合）	本人確認できる書類、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証等、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書
国保をやめる	他の区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証等
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証等と新しく加入した職場の資格確認書または資格情報のお知らせ
	死亡したとき	保険証等、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの（喪主の方名義）、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証等、生活保護開始決定通知書
その他	同じ区市町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、保険証等
	世帯主や氏名が変わったとき	本人確認できる書類、保険証等
	保険証等を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類（汚損の場合は使えなくなった保険証等）

※保険証等…保険証もしくは資格確認書

※本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちでない方は、本人確認ができませんので資格確認書もしくは資格情報のお知らせは後日特定記録郵便で郵送させていただきます。

●国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。

「マイナンバーカード」または「通知カード」もお持ちください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

国民健康保険加入者の皆様へ 温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引助成券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川溪谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証、マイナ保険証または資格確認書をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

割引利用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川溪谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村2430	奥多摩町氷川119-1	あきる野市乙津565	日の出町大久野4718
電 話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	[4月～11月] 午前10時～午後8時 [12月～3月] 午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	午前10時～午後10時 (受付は営業終了1時間前まで) ※営業時間は時期によって変更あり	午前10時～午後8時 (受付は営業終了1時間前まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週火曜日 (繁忙期は変更有)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス「数馬」行きに乗車 「温泉センター」下車	JR青梅線「奥多摩」行きに乗車 「奥多摩駅」下車 徒歩10分	武蔵五日市駅よりバス「瀬音の湯」経由上養沢「行き」に乗車 「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス「つるつる温泉」行きに乗車 終点
駐車場 (台数)	72台	40台	135台	130台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 100円割引 未就学児 無 料 ※平日18時以降、大人は「18時以降割(大人750円)」が適用。 上記割引と併用不可。
超過料金	なし	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)

上記は、令和7年4月1日時点の施設情報です。

年末年始・メンテナンス等により休館日や営業時間等に変更が生じる場合があります。

ご利用の際は各施設のホームページ等をご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

環境・下水道

「灰」を無料配布しています

檜原村やすらぎの里では、バイオマスボイラで木材チップを燃焼し、熱を暖房設備等に利用しています。

その過程で発生した「灰」を肥料として無料配布しています。

「灰」を再利用することで、資源の有効活用につながります。ぜひご利用ください。

配布場所 やすらぎの里 福祉けんこう課

配布時間 午前9時～午後5時（土日祝除く）

※持ち帰り用の容器をお持ちください。

※なくなり次第配布終了となります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 042-598-1011
福祉けんこう課けんこう係 042-598-3121

ごみを燃やさないでください！

ごみ（廃棄物）を法律で認められた施設以外で燃やすことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2により一部の場合を除いて禁止されています。ドラム缶、穴を掘っての焼却、小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

また、ごみ（廃棄物）を法律で認められた施設以外で燃やすと悪臭や煙により近所の皆さんの迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されますので、ごみは分別して収集日に出してください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

環境・
下水道

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号

 **ICHIKEN**

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 598-0513

FAX 598-0047

資源回収奨励金交付制度について

村では、家庭から出る新聞紙や空き缶などの資源を集団で集めてリサイクルする「集団回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金の交付をしています。

資源回収奨励金交付制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量にご協力をお願いいたします。なお、制度を利用するためには**事前に団体の登録が必要**となります。

◎対象団体

- ・自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体

◎登録受付

- ・随時受付しています。(年1回)
- ※登録は毎年必要になります。

◎交付金額

- ・1kgあたり12円(ビン：1本あたり12円)

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

～檜原村ゴミゼロウェイストに向けた取り組み～ 生ごみ処理機購入費補助の拡充について

令和7年4月1日から生ごみ処理機を購入する方への補助金の一部変更になります。

この機会に購入していただき、生ごみの減量にご協力いただきますようお願いいたします。

【変更内容】

- ・補助対象機器にキエーロ※1 が新たに補助金の対象になります。
- ・補助率 7/10 (変更前補助率 1/2)
- ・補助金上限金額 70,000円 (変更前の補助上限 30,000円)

～購入例：生ごみ処理機を 100,000 円(税込)で購入した場合～

購入費 100,000 円×補助率 7/10=70,000 円(補助金)

になりますので、自己負担が 30,000 円で購入することができます。

すでにこの補助金を利用して生ごみ処理機を購入した方も3年を経過していれば再度生ごみ処理機購入費補助金を申請できます。



※1 キエーロとは、土の中にいる微生物の働きによって、生ごみを分解する生ごみ処理機器のことです。

土の中に生ごみを埋めるだけなので、とても簡単に生ごみを減らすことができます。

土に埋めるので、臭いもありません！！

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

不法投棄は犯罪です！

道路や農地、山林などでごみを捨てることを不法投棄といい、重大な犯罪となります。

- ・ 今、目の前で不法投棄が行われている。
- ・ これから不法投棄をしようとしている。
- ・ 不法投棄をして逃げて行った。

こういった場合は、**すぐ警察に110番通報してください。**

投棄している場所、時間、車のナンバーなどを控えておいていただきますと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄の一例



ごみを不法投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条に違反し、罰則により、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄されやすい場所の特徴

- ・ 人目につきにくい場所
- ・ 草が生い茂っている場所
- ・ ごみが放置してある場所
- ・ 車が止めやすい場所
- ・ 山林（林道）、河川、農地

不法投棄されないために

- ・ 草を刈る、ごみを片付けるなど周辺環境を整備する
- ・ 不法投棄禁止看板を設置し、注意喚起する
- ・ 柵、ロープを張るなどし、土地に侵入できないようにする
- ・ 監視カメラを設置し、未然防止を図る

不法投棄されたら

不法投棄された場合、土地の所有者が処分しなければなりません。また、不法投棄されると周囲の景観を損ね、周辺にお住まいの方に迷惑をかけるほか、不法投棄物の処分にはかなりの金額がかかる場合があります。不法投棄されないような対策をしましょう。

不法投棄している者を見つけた場合、また不法投棄が度重なる場合は警察へ連絡してください。また檜原村役場産業環境課生活環境係で不法投棄禁止看板を用意しております。お気軽にお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係
内線 121

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方

リフォームや空家解体のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

檜原村 792-13（笹平）

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号

公益社団法人 全日本不動産協会 正会員

公益社団法人 不動産保証協会 正会員

環境
水道
下

西秋川衛生組合・構成市町村(1市2町1村)と サントリーグループとの「ボトルtoボトル」 水平リサイクルに関する協定を締結しました

西秋川衛生組合及び構成市町村(あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町)は、サントリーグループと使用済みペットボトルを再度ペットボトルに生まれ変わらせる「ボトルtoボトル」水平リサイクルに協働で取り組むため、令和7年2月18日に協定を締結し、令和7年度から事業を開始します。

これまで各市町村が収集し本組合で中間処理したペットボトルは、衣類などの様々な製品にリサイクルされていましたが、「ボトルtoボトル」水平リサイクルは、資源を繰り返し利用することができ、新たに化石由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO2排出量を約60%削減できるメリットがあります。

住民から資源物として排出されたメーカーを問わないペットボトルが「サントリー製飲料のペットボトル」として再び流通し、「再生用途の見える化」されることにより、住民の皆様のリサイクル意識の更なる向上が期待されます。

西秋川衛生組合では、住民・行政・事業者の協働で、持続可能な循環型社会の形成と、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

【協定の主な内容】

- ・再資源化の促進
- ・住民の分別意識の向上
- ・資源の有効利用促進及び持続可能な循環型社会への実現

本協定の締結により、皆さまが分別排出し各市町村が収集したペットボトルは令和7年4月から、サントリー飲料用ペットボトルとして生まれ変わります。

- ・使用済みペットボトルの分別方法は、これまで同様ですので、分別ルール徹底へのご協力をお願いいたします。



令和7年4月から「ボトルtoボトル」水平リサイクルを開始

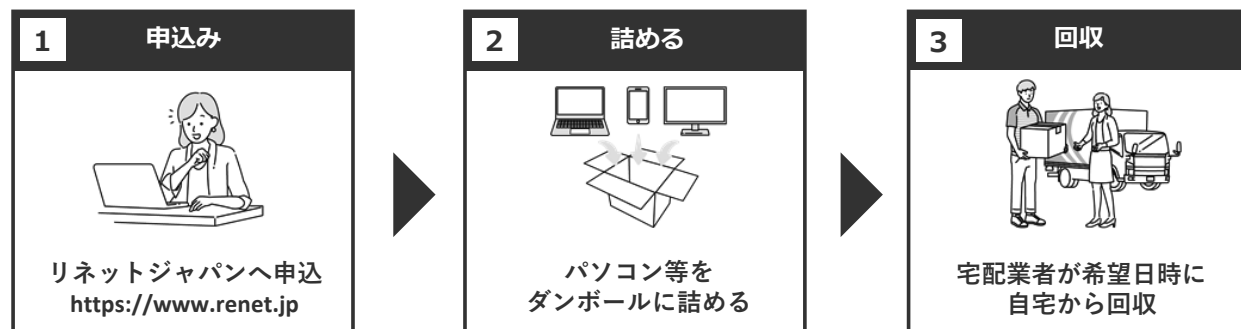


◎ 問い合わせ先 西秋川衛生組合 Tel 042-596-4418

家庭で不要になったパソコンを無料回収します。

檜原村では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。利用方法は以下のとおりです。

【回収手順】



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
- インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

<詳しくは>

リネットジャパンリサイクル(株)のHP <http://www.rennet.jp> (「リネットジャパン」検索)を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800 (10時~17時) にお問い合わせください。

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3) 75歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (4) その他村長が必要と認めた方

対象とならない方

- ・ 檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・ 収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月 曜 日
南部地区（柏木野～数馬）	木 曜 日
北部地区（中里～藤倉）	金 曜 日

※年未年始（12/29～1/3）は収集しません。

◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出してください。

（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等を出してください。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す
有害ごみ（電池、スプレー缶、ライター、蛍光灯等）	専用袋で出す
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す

申請について

◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口・檜原村役場 産業環境課窓口

申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請して下さい。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。

※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声を掛けさせていただきます。

◎ 問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121
Eメール: fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp
〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717

産業環境課生活環境係

Tel 042-598-1011 内線 121
Eメール: kankyou@vill.hinohara.tokyo.jp
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1

福祉・けんこう

4月の栄養相談

【日時】 4月9日（水） 4月23日（水）

午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里保健センター

（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

4月の 精神保健巡回相談

【日時】 4月17日（木）午後2時～午後4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

がん患者ウィッグ等購入費助成について

村では、がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えているがん患者の皆様の、心理的・経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図るとともに、就労継続や社会参加を支援するため、令和7年4月からウィッグや胸部補整具の購入に係る費用の一部を助成する事業を始めました。

【対象者】 檜原村に住所がある方で、がんの治療を受けた又は受けている方

【対象経費】 ウィッグ及び胸部補整具の購入に係る経費

【助成額】 10万円（上限額）

【助成回数】 対象者1人につき2回まで

※申請方法等、詳細はホームページをご覧ください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。年6回開催いたします。今年度第1回目のテーマは「感染症」です。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方は、どなたでもお申込みいただけます（定員12名です。5月2日（金）までにお申込みください。）。

日時 5月21日（水）午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申込み・お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

令和7年度檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金およびガソリン購入費を助成します。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和7年4月1日現在、前年度の住民税が非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ・身体障害者手帳1種3級以上の方
- ・愛の手帳2度以上の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金及びガソリン購入費について、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書及びガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

令和7年度檜原村要介護者 タクシー乗車料金等助成制度について

要介護者が医療機関等へ通院または外出する際のタクシー乗車料金およびガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和7年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定を受け、要介護1から要介護5と認定された方

●助成金の額

タクシー乗車料金およびガソリン購入費について、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び介護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

带状疱疹定期予防接種について

令和7年4月から、下記の方を対象とした带状疱疹予防接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種（B類疾病）となります。接種を受ける義務はありませんが、村では、対象となる方へ個別に案内を送付しています。

【対象者】 檜原村に住所があり、①～④のいずれかに該当する方

- ①年度内に65歳を迎える方
- ②年度内に70・75・80・85・90・95・100歳になる方（令和7年度から5年間の経過措置）
- ③101歳以上の方（令和7年度のみ）
- ④満年齢60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり日常生活がほとんど不可能な方（要申請）

※過去に当該予防接種を受けたことのある方は、基本的には定期接種の対象となりません（再接種について医師にご相談のうえ、必要性が判断された場合に限り対象となります）。

※不活化ワクチンを接種する場合、1回目の接種から2か月以上の間隔を置いて2回目の接種を受ける必要があるため、2回目の接種が令和8年3月末までに完了するよう、令和8年1月までに1回目の接種を受けてください（令和8年4月以降の接種は定期接種として認められません）。

【ワクチンの種類】 2種類のワクチンのいずれかを、接種を受ける方が選択

- ①生ワクチン（1回接種）
- ②不活化ワクチン（2回接種）

※ワクチンの種類により接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なります。また、免疫の状態や病気の治療により希望するワクチンを接種できない場合もあります。接種できるワクチンの種類等については医師へご相談ください。

【接種場所】 檜原診療所 **【接種費用】** 檜原診療所で接種した場合に限り自己負担なし

【申込方法】 檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時～午後5時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

带状疱疹任意予防接種補助について

带状疱疹予防接種の定期接種化に伴い、令和7年度限りで任意接種補助を終了します。

今年度に補助による任意接種を希望される方は、令和7年12月までに檜原診療所へお申込みください。

不活化ワクチンを接種する場合、1回目の接種から2か月以上の間隔を置いて2回目の接種を受ける必要があるため、2回目の接種が令和8年3月末までに完了するよう、令和8年1月までに1回目の接種を受けてください（令和8年4月以降の任意接種は補助の対象外となります）。

【対象者】 村内に住所がある50歳以上の方で、過去に1度も带状疱疹予防接種を受けたことがない方

【接種場所】 檜原診療所 **【接種費用】** 檜原診療所で接種した場合に限り自己負担なし

【申込方法】 檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時～午後5時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

風しん抗体検査について

風しんは、風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気（先天性風しん症候群）にかかるおそれがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

★風しん抗体検査ができる方

村内在住の19歳以上方で、妊娠希望女性、妊婦の同居者、妊娠希望女性の同居者に該当し、風しん抗体検査を希望する方。

★検査期間 令和7年4月7日（月）～令和8年3月19日（木）（※土・日・祝日を除く）

★検査できる場所 檜原診療所

★検査にかかる費用 無料

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

スマートフォン教室の開催について

スマートフォンを利用して、いろいろなことにチャレンジしてみませんか？

参加したいコースの開催日1週間前までに下記申込先までお申込みください。初心者の方やスマートフォンをお持ちでない方でもご参加いただけます。

コース	日程	場所
フリマアプリ講座（メルカリ）	5/21（水）午前10時～ 6/4（水）午前10時～	やすらぎの里 多目的ホール
SNS講座（Instagram）	7/9（水）午前10時～	やすらぎの里 多目的ホール
ネットショッピング（Amazon）	9/10（水）午前10時～	やすらぎの里 多目的ホール

※フリマアプリ講座については、両日とも参加できる方

○対象 村内在住で、50歳以上の方

○定員 5名（先着順）

○費用 無料

○持ち物 スマートフォン（所有している場合）・筆記用具



◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

檜原村くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～2時30分
- 場 所 やすらぎの里けんこう館
- 対 象 村内在住の方
- 費 用 無料

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホッとスペース ちえの輪』を 児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホッとできる居場所で一緒に学ぶことができます。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後3時～5時
- 場 所 やすらぎの里けんこう館
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。
随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター Tel 0428-25-3501
ホームページ <https://kurashinosoudan.net/>

こちら地域包括支援センターです!!

檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、専門的な資格を持った職員が対応いたします。

- ・介護保険について
- ・介護予防について
- ・消費者被害や虐待について
- ・成年後見制度について
- ・地域での困りごと

などさまざまな相談に応じます。
ぜひ、ご活用ください。



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

教育・文化

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか？皆様の申込みを随時お待ちしております。

- 場 所 檜原村福祉センター又は檜原村役場
- 参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

教育・文化

檜原村立図書館ホームページの リニューアルについて

檜原村立図書館では、令和7年4月から、ホームページをリニューアルしました。
これに伴い、図書館以外の場所に居ても、スマートフォン等を使って本の検索や予約等ができるようになりました。

なお、ホームページは以下のアドレスに変更となります。是非、ご利用ください。

<https://uf-pub02.ufinity.jp/hinohara/>

◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 TEL 042-598-1160

村民ひろば

NPO法人つ・む・ぎ第4回フェスティバル ～新緑の野辺で生演奏を楽しもう!～ (入場無料)

下記のとおり、柏木野にあるNPO法人つ・む・ぎ「いこいの広場」にてフェスティバルを開催します。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

日 時 5月17日(土) 雨天の場合5月24日(土) 午前10時～午後3時

内 容

午前10時～	午後1時30分～
箏・オカリナ演奏 箏：小間夕起子 オカリナ：坂本 義次	イタリア・日本の歌・一緒に歌おう! 歌：堀江晶太 堀江文子 フォークグループモグサンス
いこいの広場を開放、青空のもとで素敵な時間を!! キャラメルポップコーンの無料配布 つ・む・ぎ作品・ポットのお花なども販売	

お食事 「森の風」「たなごころ」のパン・「かあべえや」のお弁当「各種飲み物」などを販売します。

会 場 檜原村958番地 つ・む・ぎの家 いこいの広場(駐車場多数有)

後 援 柏木野さとやま会 檜原村社会福祉協議会 檜原村

◎ 問い合わせ先 NPO法人つ・む・ぎ TEL 042-519-9398

スパイスさんがやってくる!

だれ?

スパイスさんはアメリカデトロイト出身でプロの歌手です。ステージは横浜、都内のライブハウス、地方まで幅広く活躍され、その合間に老人福祉施設などをボランティアで歌っています。

今回は Season Players としてパブリカ&ジンジャーさんが登場します。お楽しみに!

*日 時 4月29日(火・祝) 11時

*場 所 檜原村福祉センター和室

*入場料 無料

*曲 目 スタンドバイミー

オンリーユー

アンチェンドメロディ

恋のバカンス

ウィーアーザ・ワールド 他



途中入退室もOKです。お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、お子様、ヤングお気軽にご参加ください。

◎ 問い合わせ先 ひのほらむらラフタークラブ TEL 090-2499-5404 SUNちゃん

その他

あきる野商工会からのお知らせ

「小規模事業者のための個別金融相談会」について

日 時：令和8年3月までの原則毎月第2木曜日

(但し、12月は第1木曜日とします)

午後1時～4時(要予約)相談時間はお一人様30分以内とします。

場 所：あきる野商工会 本所(あきる野ルピア3階)

対 象：檜原村内の小規模事業者と新規創業者など

持ち物：●個人事業の方…令和5年分・令和6年分の所得税確定申告書と決算書

●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書

決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表か事業実績内容のわかる帳簿など

●借入金残高のある方…借入金の明細書

●設備資金で申込みの方…見積書

●創業融資で申込みの方…創業計画書(所定様式)

その他：お子様の教育資金の融資相談もできます。

場合によっては、リモート開催になることもあります。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511(本所)

「村内事業者対象 経営相談窓口」について

日 時：毎週火曜日(祝日等役場閉庁時は除く) 午前10時から正午まで

※午後1時から午後4時前後は基本村内を巡回しています。

庁舎で午後の時間に相談を受けたい方は、事前に担当課又は商工会にご連絡ください。

場 所：檜原村役場1階 相談室

相談内容：経営全般に関する相談等

①税務・経理・社会保険・労働保険

②金融相談・あっせん

③商工会の共済・保険制度

④販路開拓支援・情報発信・地域貢献

⑤国等の補助金活用情報、その他

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511(本所)

あきる野商工会五日市支所 TEL 042-596-2511(五日市支所)

万が一の備えできていますか??

皆様の住んでいる地域のどこに AED が設置してあるかご存じですか? 最近、救急要請が急増しており、過去最大値の 100 万件に到達しそうな勢いです。そのため 119 番通報が繋がらない、繋がっても救急隊が現場に到着するまで時間がかかるなどの状況が増えてきています。そんなとき AED が必要になる場面に遭遇するかもしれません。設置場所や使い方など万が一のために見てみてください。

日頃の備えが、万が一の時に自分や大切な人の生命を守ることに繋がります。まずは、身近な場所のどこに AED が設置してあるのかを確認してみてください。万が一の「備え」を心掛けてみましょう。



◎ 問い合わせ先 秋川消防署 Tel 042-595-0119

第18回 檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて親睦と交流を深めていただくとともに、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。趣旨をご理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆実施日時 令和7年5月22日(木) 1組目 9時12分スタート
- ◆場 所 レイク相模カントリークラブ
- ◆参加対象 この大会の趣旨に賛同された方(原則として村内在住・在勤の方)
- ◆定 員 80名20組(申込み順)
- ◆参 加 費 2,000円(賞品代等)
- ◆プレー費 12,760円 ※全てセルフプレーです。(税込・昼食付)
- ◆競技方法 18ホールストロークプレイ、新ペリア方式
- ◆申込方法 令和7年4月30日(水)までに申込書にご記入のうえ、参加費を添えて実行委員会事務局へお申込みください。

※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。

<https://hinoharasyakyo.jimdo.com/> 檜原村社会福祉協議会 検索

◎ 申し込み・問い合わせ先

檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階)
住所 檜原村2717番地 Tel 042-598-0085

檜原村安全・安心むらづくり協議会からお知らせ なくそう子どもの交通事故!

新学期になって学校も始まり、入園、入学した子どもたちは今までより行動範囲が広くなり、その他の子どもたちも新しい環境となり、これまでとは違った場所へ行く事も多くなってきます。

子どもたちは、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。この機会に、子どもたちとの話合いを通じて、行動やその範囲を確認しましょう。

道路の横断や、自転車乗車中に事故にまきこまれたり自宅付近で事故にあうこともあります。保護者の皆さんは、道路には危険がたくさんあることを子どもたちに繰り返し教えてください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・218

檜原村で木造建築物の建築等※ をする場合の手続きが変わりました

※建築等とは、新築、増築、改築、大規模な修繕等のことです

○対象 令和7年4月1日以降に着工する建築物

○改正内容

階数2以上又は延べ面積200㎡超の建物で確認申請・完了検査などの建築基準法の手続きが義務化されました。

都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは原則確認申請が不要でしたが、令和7年4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物が使用できません。

（詳細については、建築を依頼する業者や確認申請窓口にお問い合わせください。）

○確認申請窓口

東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課 又は 指定確認検査機関

◎ 問い合わせ先 多摩建築指導事務所 建築指導第三課 Tel 0428-23-3423

『西多摩地域広域行政圏計画 （令和8年度から令和12年度）』策定 にかかる住民アンケートのお願い

西多摩地域広域行政圏協議会では、西多摩地域8市町村が西多摩地域の課題に連携して取り組んでいくための計画を策定しています。

西多摩地域広域行政圏計画（令和8年度から令和12年度）の策定にあたり、西多摩地域の皆様のご意見をお伺いするために、「住民アンケート」を実施します。

私たちの目指すべき未来の姿をより上げるためには、住民一人ひとりの声は何よりも大切です。

西多摩地域の現状や課題、将来への希望など、皆様の日常生活や暮らしの中で感じていることをお聞かせください。

【アンケート実施期間】 令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月30日（水）

【回答方法】 アンケートは以下の二次元コードまたはリンクからオンラインでご回答いただけます。

<二次元コード>



<リンク>

<https://logoform.jp/form/LaiY/807458>

皆様からの貴重なご意見をもとに、西多摩地域の課題解決に向けて取り組んでまいります。ご協力よろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先

西多摩地域広域行政圏協議会 事務局（青梅市役所企画部内）
Tel 0428-22-1111 内線 2440 メール：div0199@city.ome.lg.jp

その他

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.106



「左から、中澤大樹、松本圭史、加藤綸啓」

なかざわ だい き
中澤 大樹（出畑在住）



上元郷にある事務所です。応援して下さる方に頂いたものも増えて、事務所らしくなってきました

協力隊として最後の年がスタートします！
今後は、卒業した後のことを考えた活動を中心に行っていこうと思います！

昨年友人の後藤と開始した生活支援事業や、空き家相談窓口の引継ぎ、不動産業を中心に行っていきたいと思います。

現在、協力隊として活動している、いきいきサロンの参加や身体調整についても継続していく予定です。まだまだお会いしたことがない方もいますので、積極的に村内を回っていこうと思っております。

最後の一年間となりますが、よろしくお願いいたします！！

かとう りんけい
加藤 綸啓（笛吹在住）

今年度初めての広報となります。檜原に来て半年以上が経ちました。檜原に来てたくさんの人と出会うことができ、寒い冬も温かく乗り越えることができました。

今年度は協力隊の活動だけではなく、個人の活動も幅を広げられたらと考えています。詳しく言うと家具製作です。空き家に眠る古い家具をリペア（修復）して、新たな価値を生み出す活動などもできたらと考えています。早速実践！ということで古い杉の切り株をサンダーで研磨し、汚れを落として、ガスバーナーで炙（あぶ）りました。それをワイヤーブラシで磨いて、雑巾がけをして、オイルを塗って仕上がりです。

これは伝統技法の焼杉というもので表面に炭化層（コゲ）を作ることによって耐久性や耐腐食性が上がります。また、黒い木目も特徴的でとても美しい仕上がりになりました。

このように、古いものを再利用する取り組みも進めていこうと考えています。



焼杉加工の椅子です

まつもと よしふみ
松本 圭史（上元郷在住）



柿の木の火鉢です！

多くの方々にお世話になりながら、檜原村での初めての冬を越え、新年度を迎えることができました。今年度は、担当である情報発信業務をより積極的に行っていきたいと考えています！村内の情報をお寄せいただけたら嬉しいです！

先日、都民の森で分けていただいた白炭と、村内で使われていた火鉢で、コーヒー豆の焙煎（しろうすみ）を試してみました。炭の熱による赤外線の効果で、豆の表面から中心部までムラなく均一に火が通り、焼きムラの少ない仕上がりになります。また、炭の香りがコーヒー豆に移り、独特の風味が生まれることが期待できる、とのことですが、この原稿を書いている時点で、まだ試飲ができていません…。豆を寝かせて味を落ち着かせているためです。広報が出る頃には検証が進んでいるはずですので、気になる方はお声かけください！

学校だより

いま、檜原小学校では

《令和7年度スタート!!》

3月24日（月）に14名の卒業生が、6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。

4月7日（月）は入学式、始業式です。今年もさらに教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていけます。

檜原小中学校での一貫教育も15年目を迎え、小中一貫教育第三期計画もまとめの年となりました。その他にも、「ふるさと檜原学習」や外国語学習の充実、タブレット等を用いたICT教育の拡充と精力的に進めています。

また、檜原学園運動会は10回目となります。5月31日（土）に開催いたしますので、ぜひご予定に入れてください。

「ふるさと檜原学習」について

檜原の自然や歴史、伝統文化等を教材として活用し、檜原村を愛し誇りに思う子供たちを育成しています。また、昨年度の成果は、2月1日（土）に行われた『ふるさと檜原学習発表会』にて、保護者や地域の方々に向けて発表をしました。

○具体的な活動取組例

- ・林業体験・バードカービング・檜原米栽培・すずの大豆栽培・ムラサキ栽培
- ・そめもの教室・つるかご作り など

《令和6年度3学期に行った活動紹介》

つるかご作り（3学年）



4名の地域の方に講師となっ
ていただき、一
人一つつるか
ごを編みました。
コツをつかんだ子供たちは自分のイメージに

コツをつかんだ子供たちは自分のイメージに

向かって、試行錯誤しながら作りました。

紙すき体験（4学年）

あきる野ふるさと工房に伺い、和紙づくりの技術のすごさを感じながら、東京都無形文化財である「軍道紙」（ぐんどうがみ）の紙すき体験を行いました。



ふるさと檜原学習発表会

1年間、各学年で学んできたことをそれぞれの発表形式で紹介しました。どの学年も保護者や地域の方々に向けて、今まで学んできたことを伝えようとする姿は、素晴らしいものがありました。そして、たくさんの拍手もいただき、満足そうでした。



【檜原小学校 1学期の主な行事】

4月 7日（月）入学式
10日（木）交通安全教室（1年）
17日（木）全国学力調査（6年）
19日（土）学校公開・全校保護者会
22日（火）村学力調査（2～6年）
5月 12日（月）避難訓練・防災訓練
31日（土）学園運動会
6月 9日（月）ふれあい給食（2年）

10日（火）体力等調査
12日（木）生命の安全教育
13日（金）国際交流会（6年）
23日（月）5年臨海学園（～25日）
7月 5日（土）檜原小まつり（公開）
10日（木）落語教室（3～6年）
18日（金）終業式

旧高橋家住宅

「登録有形文化財 旧高橋家住宅」は令和7年4月27日で公開開始から3周年を迎えます。

旧高橋家住宅主屋はかぶと造、登録有形文化財の登録基準である「造形の基本となっているもの」として、二重かぶと造への変遷の過渡期に位置する建物であり、重要であるとされ、平成29年5月に登録有形文化財に登録されました。地域の歴史を伝える「旧高橋家住宅」には是非お立ち寄りいただければと思います。



休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
4月 6日(日)	櫻井病院	あきる野市原小宮 一丁目14-11	042-558-7007
13日(日)	さくらクリニック	あきる野市野辺 1003	042-559-0118
20日(日)	あきるの内科クリニック	あきる野市二宮 1011	042-558-5850
27日(日)	あきる台病院	あきる野市秋川 6-5-1	042-559-5761
29日 (火・祝)	朱膳寺内科クリニック	あきる野市秋留 1-1-10 あきる野クリニックタ ウン1F	042-559-9201
受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

* 午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認してください。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323

携帯電話・PHSは #7119

秋川消防署 TEL 042-595-0119

東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (3月1日現在)

世帯数	1,102	世帯(増減なし)	人口	1,917人	()内は前月比
男	957人	(3人減)	女	960人	(2人減)

防災行政無線メッセージサービス

TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 満開の夜桜

人里のバス停小屋横に咲く、満開の夜桜です。

夜はライトアップされ、幻想的です。見頃は、例年4月中旬です。

ぜひ、足を運んでみてはいかがでしょうか。